

湯梨浜町過疎地域とみなされる区域に係る

過疎地域持続的発展計画第1回委員会

日 時 令和7年8月8日(金)
18時30分～20時00分
場 所 湯梨浜町役場 講堂

令和6年度における過疎地域持続的発展計画に係る目標達成状況及び事業実施状況に対する委員会からの意見・要望・質問

番号	意見・要望・質問	意見・要望・質問に対する回答
1	会議の名称が「過疎地域に係る」ではなく、「過疎地域とみなされる」という遠回しな言い方なのはなぜか。	<p>「過疎地域」には、「全部過疎」、「みなし過疎」、「一部過疎」があります。</p> <p>「全部過疎」は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）第2条、第41条に該当する地域で、市町村の全域が過疎地域となっています。</p> <p>「みなし過疎」は過疎法第42条に該当する地域で、過疎地域であった市町村と合併してできた新市町村が、新市町村全体としては過疎地域市町村の要件に該当しなくても、一定の要件に該当する場合には市町村全体が過疎地域とみなされるというものです。</p> <p>「一部過疎」は、過疎法第3条第1項に該当する地域で、合併後の新市町村のうち合併前に過疎地域であった旧市町村の区域が過疎地域とみなされているものです。</p> <p>本町は旧羽合町を除く旧東郷町、旧泊村であった地域が過疎地域に指定されているため、一部過疎に該当します。過疎法第3条第1項には、「次の各号のいずれかに該当する区域を過疎地域とみなしてこの法律を適用する。」との記載があり、本町の過疎計画はこの表現を使用し、「過疎地域とみなされる区域」としています。</p>
2	計画に記載されている補助金制度は町独自の制度ではなく、国の制度なのか。	若者夫婦・子育て世代や三世同居のための住宅補助金などは町独自の補助金ですが、国の施策に沿って作っている補助金制

		度もあります。過疎債が使えるよう、過疎計画には幅広く事業を記載しています。
3	計画に記載されている事業が過疎化を止めたり、人口を増やすための事業なのか疑問。	人に住んでもらうためには地域が活性化し、住みたいと思うような地域にしていく必要があります。このため、移住定住に関する事業だけでなく、産業、交通、生活環境など様々な整備や制度を充実させ、住みやすい環境づくり、地域の活性化等を図ることにより移住定住者を増やせるよう、幅広い事業を計画に記載しています。
4	「人口減の抑制」「移住者」「出生数の現状維持」について。 人口の目標値は維持しているが移住者数、出生者数が目標に達していないとのこと。現在の事業をそのまま継続しても現状と変わらないので、過疎地域の人材育成に力を入れるということを検討してはどうか。	全国的にも人口が減少しており、どうやって人口を維持していくかが問題と考えております。出生数については町で目標を定めています。今年度策定することも計画策定の際に出された若者等の意見も過疎計画に反映させていきます。 移住定住についてはUターンをする学生への奨学金補助や各種住宅補助などの支援を行っていますが、利用者が少ないということもありますので、的確に周知を行っていきます。 人材育成につきましても農林水産業の担い手育成等も含めて人口減少に歯止めがかかるよう進めていきます。 人口減少の抑制策が短期間に成果を上げることは難しい中で、地域に根差す人材を育成し、地元で活躍していただくことは過疎地域の持続的発展に重要です。ふるさとキャリア教育の取り組みをはじめ、地域のコミュニティ活動や地域組織による移住受け入れ活動などを支援し、育った人材が地域に残り、または戻って活躍できる体制づくりを進めます。
5	移住支援金について 補助金対象者を東京23区に在住または勤務している人に限定しているのはなぜか。	国が地方創生の一環として人口の東京一極集中是正対策として取り組んでいるもので、対象者や条件は鳥取県の補助制度要綱に沿って定めています。
6	高速情報通信網について	TCCは湯梨浜町、北栄町、琴浦町が出資して

	NTTなども行っていると思うが、TCCのことしか書かれていないのはなぜか。	いる会社であるため、過疎計画に記載していません。 過疎地域も含めたエリアへの他の情報通信事業者による事業参入については、設備整備やランニングコストに多額の町負担が求められるため現時点では受入が困難な状況です。
7	共助交通の補助について 町の公用車の貸し出しも行っているということだが、羽合庁舎の公用車だけでなく、東郷、泊庁舎の公用車も貸し出せば、過疎地域での制度利用も増えるのではないか。	泊支所 公用車なし 東郷支所 公用車3台 業務使用が無い場合には貸出し可能です。
8	不登校について 小学校で不登校になった児童がその後中学校、高校と不登校になり、大人になって引きこもりになるという連鎖になっている。新しい取組や不登校の子どもたちとコミュニケーションをとれるような場をつくれぬか検討してほしい。	不登校に対する強化策として、令和6年度から教職員と児童生徒との信頼関係強化に向けた専門家(大学教授)による各校への訪問指導(授業参観、教職員との協議等)を実施しています。また、不登校の児童生徒が引きこもりとならず他の児童生徒と少しずつふれあうことのできるよう居場所や学びの場となる県中部1市4町で「中部子ども支援センター」を運営するとともに、民間団体が運営するフリースクールへ通う児童生徒の保護者に対する支援等を行っています。今後も不登校の児童生徒のコミュニケーションの場の充実を図ってまいります。
9	不登校について 過疎計画に記載されている事業が不登校対策になっているのか疑問。学校教育だけでなく、他に変わったやり方もあるのではないか。	不登校となる原因は児童生徒によってさまざまであり、学校運営の中で、一人一人に合わせた対応を行うとともに、各家庭や専門機関と連携するなどして取り組んでいます。さらに、必要に応じて子育て支援課や福祉課と連携し、不登校となっている児童生徒の背景にあるものを考えながら、より本人に応じた支援となるよう、個別に対策を講じているところです。